

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

建設業法はもとより、国土交通省が策定した「建設業法遵守ガイドライン」等のマニュアル・指針等にも理解を深め、適正な取引を遂行するとともに、施工協力業者や資材メーカー等に適正な取引の啓発普及を図ります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費や社会保険料等の上昇分を考慮するなど下請事業者が適正な利益を確保できるよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件を注文書・注文請書等の書面による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。特に労務費に相当する部分は現金を原則とします。手形で支払う場合には、支払サイト等については関係省庁の指針等に配慮し対応いたします。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も週休二日への対応など働き方改革に取り組めるよう、適正なリードタイムやコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮するとともに、協力業者等の事業再開も支援いたします。

3. その他（任意記載）

- ・製品資材の購入や開発、工事下請負契約等においては、発注者と受注者（あるいは複数の関係者）はそれぞれが対等の立場であることを原則とし、発注者の立場による一方的な取引は行いません。
- ・施工協力業者や資材メーカー等に対し、商取引はもとより税務や労働基準等の様々な順守すべき事項に抵触する指示や要請、あるいは取引継続を前提とするような強制行為は行いません

令和5年3月29日

三栄産業株式会社

代表取締役 小林 辰郎